

薬剤師生涯教育推進事業実施要綱

平成 22 年 4 月 22 日付薬食発 0422 第 12 号医薬食品局長通知
最終改正：令和 2 年 9 月 14 日薬生発 0914 第 4 号

1. 目的

医療技術の高度化・専門分化が進展し、一方で少子高齢化に伴い人口構造が変化する中、より良い医療を患者に提供していくためには、薬剤師の機能強化・専門性向上に資するために必要な知識及び技能を習得させる等の生涯教育が重要である。

本事業ではそれらにかかる研修プログラムを作成及び公表することで、地域における薬剤師の生涯研修につなげ、薬剤師の機能強化・専門性向上を図ることを目的とする。

2. 事業内容

薬剤師の機能強化・専門性向上に資するために必要な知識及び技能を習得させる研修プログラムを作成し、研修講師の育成を目的とした当該プログラムに基づいた研修を実施し、当該プログラムの実用性を確認した上で、地域における実務研修の実施のための当該プログラムを公表する。

なお、研修内容は、「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、かかりつけ機能を強化するための分野又は高度薬学管理機能に資する薬剤師の機能強化・専門性向上を踏まえた内容とする。

具体的には、小児医療等における専門的な薬学管理及び服薬指導、生活習慣病の予防・重症化予防のための健康相談・服薬指導等、要指導医薬品及び一般用医薬品（OTC 医薬品）の適切な販売及び情報提供に関する内容を含めること。

3. 実施主体

本事業の実施主体は、別に定める薬剤師生涯教育推進事業実施法人公募要領により、採択された法人とする。

4. 実施方法

事業の実施に当たっては、薬剤師の機能強化・専門性向上にかかる研修プログラムを作成するとともに、研修講師の育成を目的とした本プログラムに基づいた研修を実施し、本プログラムの実用性を確認した上で、地域における実務研修の実施のための本プログラムを公表するものとする。

5. 経費負担等

国は、予算の範囲内で、薬剤師生涯教育推進事業に係る経費について別に定める基準（医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱）により補助するものとする。

6. 実施期間

法人採択日 ～ 令和3年3月31日